

自動車保険

2022年1月1日以降の契約内容変更・解約等手続き時に適用

クレジットカード払における保険料返還特則の変更について

平素は三井住友海上の自動車保険をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、2022年1月1日以降、「保険料クレジットカード払特約」、「保険料クレジットカード払（登録方式）特約」または「追加保険料クレジットカード払（登録方式）特約」（以下「クレジットカード払関連特約」といいます。）がセットされたご契約において、契約内容変更、解約等による保険料返還の一部取扱いを変更いたしますので、下記のとおりご案内します。

記

1. 変更内容

クレジットカード払関連特約がセットされたご契約において、契約内容変更、解約等により返還保険料が発生した際には、クレジットカード会社から当社へ保険料相当額の入金がされたことを確認できた後にお客さまへ保険料を返還しておりました。

今般、お客さまをお待たせすることなく保険料の返還を可能とするため、クレジットカード払関連特約に規定している「保険料の返還の特則」を別紙のとおり削除^(注1)し、ご登録いただいたクレジットカードのオーソリゼーション^(注2)または有効性確認が完了していれば保険料を返還する取扱いへと変更いたします。

(注1) 2021年12月31日以前始期のご契約向けの『ご契約のしおり（普通保険約款・特約）』に掲載されているクレジットカード払関連特約には「保険料の返還の特則」を規定していますが、下記2.の適用時期から変更内容を適用します。

(注2) クレジットカードの使用に際して、当社がクレジットカード発行会社に対し、以下2点について確認を行うことをいいます。

- ・登録いただいたクレジットカードが利用可能な状態であること。
- ・クレジットカードを使用して払い込む保険料の額がクレジットカードの利用限度額内であること。

2. 適用時期

ご契約の保険始期日にかかわらず、クレジットカード払関連特約がセットされたご契約において、2022年1月1日以降の契約内容変更、解約等の手続き時に変更内容を適用します。

以上

別紙

1. 保険料クレジットカード払特約における変更内容

変更前	変更後
<p>第5条（保険料の返還の特則）</p> <p>普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）および普通保険約款に適用される他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認した後に保険料を返還します。</p> <p>ただし、第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）（2）の規定により、保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還します。</p>	<p>（削除）</p>

2. 保険料クレジットカード払（登録方式）特約における変更内容

変更前	変更後
<p>第5条（保険料の返還の特則）</p> <p>普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）および普通保険約款に適用される他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料（注）相当額を領収したことを確認した後に保険料を返還します。</p> <p>ただし、第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）（2）の規定により、保険契約者が保険料（注）を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料（注）相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料（注）相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還します。</p> <p>（注）保険料とは、保険料を一括して払い込む場合は初回保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は初回保険料および第2回目以降分割保険料をいいます。</p>	<p>（削除）</p>

3. 追加保険料クレジットカード払（登録方式）特約における変更内容

変更前	変更後
<p>第5条（保険料の返還の特則）</p> <p>普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）および普通保険約款に適用される他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、クレジットカード会社から追加保険料（注）相当額を領収したことを確認した後に保険料を返還します。</p> <p>ただし、第4条（追加保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）（2）の規定により、保険契約者が追加保険料（注）を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる追加保険料（注）相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、クレジットカード会社から追加保険料（注）相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還します。</p> <p>（注）追加保険料とは、追加保険料を一括して払い込む場合は初回追加保険料をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は初回追加保険料および第2回目以降分割追加保険料をいいます。</p>	<p>（削除）</p>